

## 第6号議案

愛南町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和6年3月8日提出

愛南町長 清水 雅文

### 提案理由

公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定める必要があるため。

## 愛南町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「法」という。)第2条第1項及び第3項、第5条第1項並びに第6条第2項の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の派遣)

第2条 任命権者は、法第2条第1項各号に掲げる団体のうち、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。

- (1) 社会福祉法人御荘福祉施設協会
- (2) 社会福祉法人愛南町社会福祉協議会

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
- (2) 非常勤職員
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)
- (4) 愛南町職員の定年等に関する条例(平成16年愛南町条例第33号)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員
- (5) 愛南町職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員
- (6) 愛南町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成16年愛南町条例第32号)第2条の規定により免職し、又は休職する職員
- (7) 地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに該当して停職されている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

3 法第2条第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第1項の規定による職員の派遣(以下「職員派遣」という。)に係る職員の職員派遣を受ける団体(以下「派遣先団体」という。)における福利厚生に関する事項
- (2) 当該職員の派遣先団体における業務の従事の状況の連絡に関する事項
- (3) その他派遣先団体との協定に定める事項

(派遣職員の職務への復帰)

第3条 法第5条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 職員派遣をされた職員(以下「派遣職員」という。)が派遣先団体の役職員の地位を失った場合
- (2) 派遣職員の職員派遣が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合
- (3) 前条第1項に規定する取決めに反することとなった場合
- (4) 派遣職員が地方公務員法第28条第1項第2号又は第3号に該当することとなった場合
- (5) 派遣職員が地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに該当することとな

った場合又は水難、火災その他の災害により生死不明若しくは所在不明となった場合

(6) 派遣職員が地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に該当することとなった場合

(派遣職員の給与)

第 4 条 派遣職員のうち法第 6 条第 2 項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給与の 100 分の 100 以内を支給することができる。

(職務に復帰した職員に関する愛南町職員の給与に関する条例の特例)

第 5 条 職員派遣後職務に復帰した職員に関する愛南町職員の給与に関する条例(平成 16 年愛南町条例第 50 号)第 23 条第 1 項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)第 7 条第 2 項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

(派遣職員の復帰時における処遇)

第 6 条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

2 任命権者は、職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合(派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。)におけるその者に支給する退職手当の算定の基礎となる給料月額については、部内の他の職員との権衡上必要があると認めるときは、前項の規定の例によりその額を調整することができる。

(報告)

第 7 条 任命権者は、規則で定めるところにより、派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等を町長に報告しなければならない。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

愛南町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則(案)

(趣旨)

第1条 この規則は、愛南町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(令和6年愛南町条例第●号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(派遣の対象とならない職員の特例)

第3条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める職員は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の規定により本町以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用されたものとする。

(派遣職員の復職時における処遇)

第4条 条例第6条第1項に規定する派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号給については、派遣の期間を引き続き職務に従事したものとみなして、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の人事評価を考慮して昇格、昇給等の規定を適用して計算した場合に、その職務に復帰した日に属することとなる職務の級及びその日に受けることとなる号給に調整することができる。

(報告)

第5条 条例第7条の規定による町長への報告は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに行うものとする。職員派遣の期間中に報告事項に変更が生じた場合も同様とする。

(1) 派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等 職員派遣以後60日以内

(2) 職員派遣後に職務に復帰した職員の処遇の状況等 職務に復帰後30日以内

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。